

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 3 年 8 月 2 3 日

愛知県知事 大村 秀章

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報
愛西市雀ヶ森町壱町田 61 番	田	908	登記名義人 戸谷初子
愛西市雀ヶ森町開田 179 番	田	604	登記名義人 戸谷はつ子

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和 3 年 1 1 月 1 日	1 0 年	総額 1 9 9, 7 2 0 円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市中区錦三丁目 3 番 8 号

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 鈴木 才将

4 農地の所有者等の情報

戸谷初子、戸谷はつ子

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局（津島支局）に補償金を供託してください。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は名古屋法務局（津島支局）において、補償金の還付を受けることができる。